

千葉県知事 殿

千葉県教育長 殿

子どもが未来への選択肢を増やせるために

(千葉県社会福祉士会声明文)

令和6年8月15日

一般社団法人千葉県社会福祉士会

会長 澁澤 茂



一般社団法人千葉県社会福祉士会としては、誰もが、自分の学ぶところは自分で選ぶことができるべきであり、本人の意思決定を重視すべきであると考えている。子どもの未来の選択肢を増やせるように、以下の事項の徹底をお願いしたい。

1. 障害のある生徒に対する受検上の配慮については、「高等学校入学者選抜等における配慮等について（令和6年6月25日 文部科学省通知）」（以下、「通知」）における「本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長等、引き続き適切な配慮がなされるようお願いいたします。その際、「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」（令和4年12月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）に記載されている基本的な考え方や配慮の例についても、参考としてください。」について徹底すること。
2. 定員内の場合、募集人員までを入学許可候補者とするのを徹底すること。
3. 公立高等学校の入学者選抜における志願者数が定員に満たない場合の対応等について、通知における、「定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切です。」について徹底すること。
4. 通知の「学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要であり、そうした観点から、各教育委員会等においては、「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」（令和5年12月文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担））等を通じて、定員内不合格を出さないよう取り扱っている例を含め、他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するなどしていただくとともに、合理的な説明となっているかについて改めて御検討いただくようお願いいたします。」について徹底すること。
5. 入学後の人員配置等の必要な配慮については、教員等の適切な配置等を徹底すること。

以上

なお、当会としては、子どもが自由に自己の意見を表明する権利がある（子どもの権利条約第12条）ことを踏まえ、その意思形成のために、体験の付与と機会を保障することが重要であると考えており、当事者、家族、関係者と共にその支援について尽力して参りたい。